

#### 4 RD最終処分場における支障の除去等の基本方針

##### (1) 対策工実施の基本方針

RD最終処分場における支障除去の基本方針を次のとおり掲げる。

梶山委員：ア) 速いに越したことはないが、「拙速は避ける」という原則も重要。  
早川委員：ア) 行政対応検証委員会の答申にあるように、事態をここまで悪化させたのは、滋賀県が地域住民の声を度々無視し、信頼関係を構築できなかったことが大きく影響している。そこで、支障除去の基本方針として、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得の上で問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする。

ア RD最終処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれ（以下「支障等」という。）を除去するため、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、RD最終処分場問題を早期に解決する。

イ RD最終処分場からの支障等を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基き事業者等に措置命令を発し当該事業者等にその是正が見込めない時に、滋賀県が代執行事業として実施する。

ウ 対策工は、支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする。

エ 対策工の実施にあたっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。

オ 対策工の終期は、対策工の実施後に支障等が認められず、かつ、将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。

カ 対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず地域状況や地理的条件に十分配慮して支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）」ならびに「廃棄物処理および清掃に関する法律」第19条の8、9に定める支援制度を最大限に活用する。

尾崎委員：ア) 対策工実施にあたり今すぐにも行う必要がある緊急対策、その後の恒久対策に分けて実施すべきことは大方の委員の意見が一致していると理解。基本方針ではこのことをふまえて記述すべき。

イ) 「将来においても支障等を生じないことが確認できる時期」とはどのようなことが確認できた時期か（施工後の長期間のモニタリングで支障がみあたらなかった時期か）

ウ) 「原則とする」の意味は何か

梶山委員：ア) 速いに越したことはないが、「拙速は避ける」という原則も重要

木村委員：ア) 「廃棄物の全量撤去」（A-1案、A-2案）に工期がそれぞれ約16年、約13年とされているが、全量撤去を原則として、工期にこだわるべきでない。

イ) 単年度単位で可能な限り実施し、全量撤去を目指していくべき。

ウ) 委員提案（骨子）、A-1案、A-2案についてであるが、「全量撤去」ではなく、「許可品目外の不適正処理物をすべて出す」という考え方にすべき。

當座委員：ア) 等」という。)を除去するため、又廃棄物処理法を遵守する為、廃止基準(維持管理基準)をクリアできる事も考え、効果的で合理的かつ経済的にも・・・(加筆)

イ) オ 対策工の終期は、対策工の実施後に支障が認められず、将来においても支障等を生じないことが確認でき、なおかつ廃棄物処理法の安定型処分場の廃止基準を満たした時期を原則とする。

ウ) 配慮して支障等の除去の実行性や确实性を担保するとともに...特別措置法を最大限に活用する。(疑問点)

## (2) 対策事業の実施範囲

対策事業の実施範囲は、支障の原因が処分場の埋立廃棄物に直接起因するものであるため、廃棄物が埋め立てられている処分場の許可区域内を基本とする。

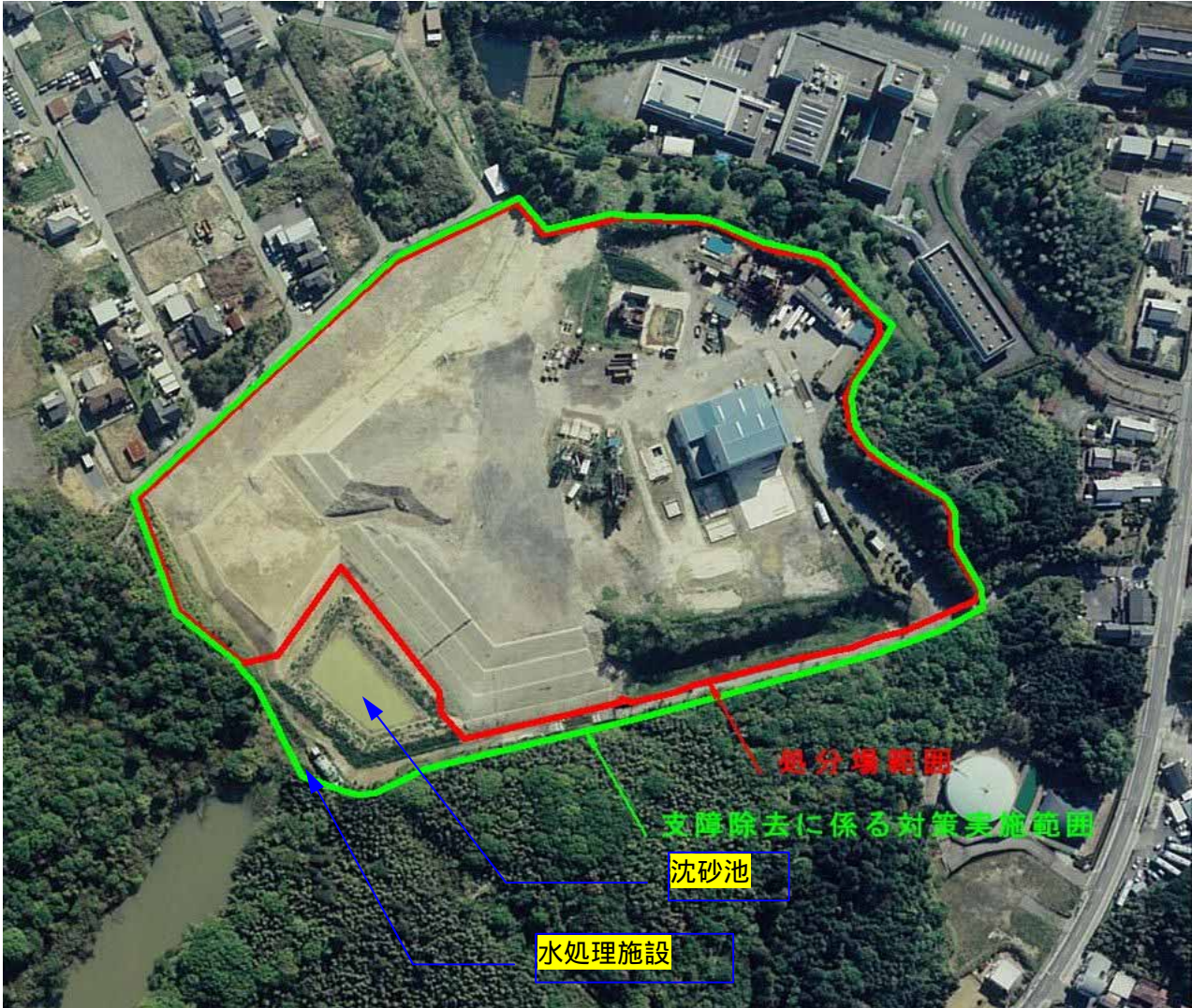
しかし、沈砂池は雨水調整機能を有していることや、改善命令で設置された水処理施設は支障除去対策において有効に活用できること、また支障除去対策工を実施する場合の施工性を考慮して、両施設を含む処分場の敷地全体とその周辺を対策事業の実施範囲とする。図2.9に実施範囲を示す。

経堂池下流の総水銀による地下水汚染は、当処分場を原因とするものなのか現時点で不明である。このため当処分場への対策を実施し、モニタリングにより経過観察を行う。

なお、経過観察の結果処分場の関与が明らかになった場合には、当該汚染についても支障除去の実施範囲に含めるものとする。

當座委員：ア) 経堂ヶ池下流の総水銀による地下水汚染は、当処分場が汚染源であるか断定できないまでも、それを否定する材料もないと考えられる。むしろ現時点のデータからは処分場が、何らかの関わりを持っていると推定される。(修正)

図 2.11 特定支障除去等事業の実施範囲



### (3) 対策工法の比較検討

対策委員会でこれまで検討してきた対策工法6案について、次頁の表2.4に「支障除去対策工」、「対策工施工期間中の留意事項（廃棄物の飛散・流出・悪臭、汚染地下水の拡散、有害ガスの放散等）」、「廃棄物の安定化」、「監視」、「期間等」および「経費」等について取りまとめる。

- |  |
|--|
| <p>池田委員：ア) ここで再度6案併記しても委員会での議論や各委員の意見がわからない。もっとも十分な比較検討の議論をしていないのが実態ではありますが。少なくともそれぞれが意見を提出しているのので、その内容が反映されるべき。</p> <p>イ) A案はいずれも除去が前提。BC案は事務所等の解体撤去のみ。焼却炉の解体撤去は20年度に実施される予定と理解してよろしいか。</p> <p>江種委員：ア) 支障の除去または支障の素因の除去では、重金属類や揮発性有機化合物のような有害物質のみが対象となるか。それとも有害物質を含まなくても許可品目外の廃棄物も対象となるのか。これを明確にする必要があるのではないか。</p> <p>イ) A案では、許可品目の廃棄物までもが除去されることになるが、処分場を消滅させなくてはならない十分な理由（科学的知見）が必要ではないのか。</p> <p>ウ) ア)の事項を明確にした上で、対策範囲を把握するための詳細調査が必要ではないのか。</p> <p>梶山委員：ア) 後述のように委員提案はその内容が既に変更されているので、「変更後」のものを記載されたい。</p> |
|--|

表 2.4(1) RD最終処分場において通用可能な対策工法の一覧

区分	廃棄物の全量撤去		現在置での浄化・一部掘削撤去の方針			
	A-1 案 廃棄物全量撤去 + 良質土（購入）埋戻し + 焼却灰の洗浄除去	A-2 案 廃棄物全量撤去 + 埋戻し（処理土再利用） + 焼却灰の解体撤去	B-1 案 全周遊水壁 + 安定法面勾配 + 覆土（土質系） + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却灰の洗浄除去	B-2 案 全周遊水壁 + 安定法面勾配 + 覆土（シート系） + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却灰の洗浄除去	C 案 パリア井戸 + 安定法面勾配 + 覆土（シート系） + 浸透水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却灰の洗浄除去	D 案 原位置での浄化処理（B-1、B-2、C案のいずれかを選定） + 有害な物質の掘削除去
支障除去対策	処分場西側側面 汚染地下水の拡散	緊急対策（先行工事）（A-1案、A-2案共通） 廃棄物飛散、流出 表面シートの敷設 汚染地下水の拡散 全周鉛直遊水壁 表面（雨水）排水 外周水路設置 浸透水の排水 揚水井戸の設置 恒久対策 廃棄物の全量掘削除去及び処理 A-1案：多段式露天掘削工（廃棄物全量を外部へ搬出処理） A-2案：掘削・埋戻し並行施工（廃棄物を含まれる土砂を再利用）	切土及び盛土による法面勾配の安定化 土質系材料による覆土 全周鉛直遊水壁 + 地下水・浸透水の揚水 + 水処理施設設置 空気強制注入及び集ガス・ガス処理（強制換気）	切土及び盛土による法面勾配の安定化 シート系材料による覆土 パリア井戸（地下水・浸透水の揚水） + 水処理施設設置 空気強制注入及び集ガス・ガス処理（強制換気）	切土及び盛土による法面勾配の安定化 シート系材料による覆土 パリア井戸（地下水・浸透水の揚水） + 水処理施設設置 空気強制注入及び集ガス・ガス処理（強制換気）	有害な物質の掘削除去は、原位置での浄化処理工事中に行う。 ・原位置での浄化処理工事は、B-1、B-2、C案と同様である。 ・有害な物質の掘削工事に際しては、A-1、A-2案に示したような課題等がある。
	焼却炉内のダイオキシン類飛散	焼却炉の解体撤去 ・掘削ヤード及び廃棄物分別ヤードに大型コンテナを設置し、焼却炉の飛散・流出・悪臭を防止する。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷くは大きい。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷き、焼却炉の飛散等を防止する。	焼却炉の解体撤去 ・掘削ヤード及び廃棄物分別ヤードに大型コンテナを設置し、焼却炉の飛散・流出・悪臭を防止する。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷くは大きい。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷き、焼却炉の飛散等を防止する。	焼却灰の洗浄除去 ・掘削工事中の焼却炉の飛散・流出・悪臭を防止する。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷くは大きい。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷き、焼却炉の飛散等を防止する。	焼却灰の洗浄除去 ・掘削工事中の焼却炉の飛散・流出・悪臭を防止する。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷くは大きい。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷き、焼却炉の飛散等を防止する。	焼却灰の洗浄除去 ・掘削工事中の焼却炉の飛散・流出・悪臭を防止する。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷くは大きい。 ・掘削ヤード以外の処分場表面には、シートを敷き、焼却炉の飛散等を防止する。
対策工施工期間中の留意事項	汚染地下水の拡散（湧水）に関して	緊急対策（先行工事）で鉛直遊水壁および外周水路を設置し、掘削工事中の焼却炉の飛散に伴う汚濁水、汚染地下水の流出を防止する。 ・掘削工事中、浸透水を揚水し、浸透水の生成、地下水への漏れを抑制する。 （・鉛直遊水壁内の地下水を揚水することにより、壁内の地下水位を壁外水位より低くし、鉛直遊水壁の万一の機能低下（耐久性、透水性）等に備える。） （・鉛直遊水壁外側の汚染地下水について自然浄化が促進できない場合、汚染地下水を汲み上げて浄化する。）	鉛直遊水壁内の地下水を揚水することにより、壁内の地下水位を壁外水位より低くし、鉛直遊水壁の万一の機能低下（耐久性、透水性）等に備える。 ・掘削工事中の鉛直遊水壁に打ち込まれた鉛直汚染水（浸透水、地下水）をほぼ全量撤去（揚水）するため、周辺への拡散はなくなる。 ・鉛直遊水壁外側の汚染地下水について自然浄化が促進できない場合、汚染地下水を汲み上げて浄化する。	鉛直遊水壁内の地下水を揚水することにより、壁内の地下水位を壁外水位より低くし、鉛直遊水壁の万一の機能低下（耐久性、透水性）等に備える。 ・掘削工事中の鉛直遊水壁に打ち込まれた鉛直汚染水（浸透水、地下水）をほぼ全量撤去（揚水）するため、周辺への拡散はなくなる。 ・鉛直遊水壁外側の汚染地下水について自然浄化が促進できない場合、汚染地下水を汲み上げて浄化する。	鉛直遊水壁内の地下水を揚水することにより、壁内の地下水位を壁外水位より低くし、鉛直遊水壁の万一の機能低下（耐久性、透水性）等に備える。 ・掘削工事中の鉛直遊水壁に打ち込まれた鉛直汚染水（浸透水、地下水）をほぼ全量撤去（揚水）するため、周辺への拡散はなくなる。 ・鉛直遊水壁外側の汚染地下水について自然浄化が促進できない場合、汚染地下水を汲み上げて浄化する。	適切な揚水計画を講じなければ、揚水効果は期待できない。 ・揚水施設、水処理施設の能力低下や停止等のリスクがある。 ・地下水の汚染の拡大リスクが遊水壁より大きい。 ・豪雨などの水処理対応の確保も考慮される。
	有害ガスの放散に関して	処分場周囲に対して、掘削工事中に有害ガスの放散をおそれる。 ・掘削工事は、掘削されたコンテナ内で作業を行うため、メタンガス等の可燃性ガス発生に対する安全管理、作業員に対して低化酸素の有害ガス発生およびタイオキシンを含んだ浮遊塵の発生および有害物の飛散に伴う健康被害の防止を必要とする。	掘削工事は、掘削されたコンテナ内で作業を行うため、メタンガス等の可燃性ガス発生に対する安全管理、作業員に対して低化酸素の有害ガス発生およびタイオキシンを含んだ浮遊塵の発生および有害物の飛散に伴う健康被害の防止を必要とする。	掘削工事中の有害ガスの放散をおそれるが、少量掘削をブロック別に段階的に行うことで掘削の範囲を小さくすることで有害ガスの放散を抑える。	掘削工事中の有害ガスの放散をおそれるが、少量掘削をブロック別に段階的に行うことで掘削の範囲を小さくすることで有害ガスの放散を抑える。	掘削工事中の有害ガスの放散をおそれるが、少量掘削をブロック別に段階的に行うことで掘削の範囲を小さくすることで有害ガスの放散を抑える。

尾崎委員：「焼却炉の解体撤去」がA-2案にのみ記載されているのは疑問です。他の案でも選択肢であるはずと考える。  
木村委員：「焼却炉の解体撤去」ではなく、「全量撤去」ではなく、「許可品目外の不適正処理物をすべて出す」という考え方にすべき。



表 2.4(2) RD最終処分場において通用可能な対策工法の一覧

区分	廃棄物の全量撤去		現位置での浄化・一部掘削撤去の方針		D 案 原位置での浄化処理 (B-1, B-2, C案のいずれかを選定) + 有害な物質の掘削除去
	A-1 案 廃棄物全量撤去 + 良質土 (購入) 埋戻し + 焼却灰の洗浄除去	A-2 案 廃棄物全量撤去 + 埋戻し (処理土再利用) + 焼却灰の解体撤去	B-1 案 全周透水壁 + 安定法面勾配 + 覆土 (土質系) + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内自然換気 + 焼却灰の洗浄除去	B-2 案 パリア井戸 + 安定法面勾配 + 覆土 (シート系) + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却灰の洗浄除去	
工事中の汚水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削ヤードは、梅雨や台風等の大雨による出水に備えた排水処理法の検討、降雨に対する安全な掘削方法の検討が必要とする。</li> <li>緊急対策 (先行) 対策として、浸透水は常に汲み上げ、適切に水処理を行う必要がある。</li> <li>また、表面雨水排水は外周水路を設置し、適切に水処理を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記 A-1 案と同様の検討を必要とする。</li> <li>掘削計画は閉鎖された凹状の作業エリアとなるため、豪雨時は凹状の作業エリアに汚濁水 (表面水) や浸透水が突発的に流入し、その排水対策を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、降雨時の汚濁水が生じ、適切な表面排水が必要である。外周水路の設置が必要である。</li> <li>浸透水は常に汲み上げ、適切に水処理を行う必要がある (汚染地下水の生成抑制)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、降雨時の汚濁水が生じ、適切な表面排水が必要である。外周水路の設置が必要である。</li> <li>浸透水は常に汲み上げ、適切に水処理を行う必要がある (汚染地下水の生成抑制)。</li> </ul>	
既存構築物への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策 (先行工事) の鉛直透水壁設置工事は、実施時、大型重機の稼働による振動、騒音が生じる。</li> <li>鉛直透水壁工事に発生する排泥が周辺へ流出するおそれがある。</li> <li>廃棄物の掘出しに係わる工事関係車両の台数が多い (約 100 台/日)、周辺生活道路の交通渋滞、交通車両の騒音、振動、排気ガス等の影響がある。</li> <li>掘削ヤードには大型テントを設置しないため、掘削中に悪臭が発生し、廃棄物の飛散、有害ガス等の放散のおそれがある。</li> <li>夏の掘削工事で、強い臭気が発生し、周辺への影響は大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存構築物 (ガス溶脱炉付属建屋、事務所棟) 及び工作物 (焼却施設等) の除去を必要とする。</li> <li>緊急対策 (先行工事) の鉛直透水壁設置工事は、実施時、大型重機の稼働による振動、騒音が生じる。</li> <li>鉛直透水壁工事に発生する排泥が周辺へ流出するおそれがある。</li> <li>廃棄物の掘出しに係わる工事関係車両の台数が多い (約 100 台/日)、周辺生活道路の交通渋滞、交通車両の騒音、振動、排気ガス等の影響がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉛直透水壁の施工時に事務所棟の解体撤去を必要とする。</li> <li>鉛直透水壁設置工事の実施時、大型重機の稼働による振動、騒音が生じる。</li> <li>鉛直透水壁工事に発生する排泥が周辺へ流出するおそれがある。</li> <li>覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、廃棄物の飛散、有害ガスの放散、悪臭等が発生するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉛直透水壁の施工時に事務所棟の解体撤去を必要とする。</li> <li>鉛直透水壁設置工事の実施時、大型重機の稼働による振動、騒音が生じる。</li> <li>鉛直透水壁工事に発生する排泥が周辺へ流出するおそれがある。</li> <li>覆土工事の際、廃棄物表層部の少量の掘削があり、廃棄物の飛散、有害ガスの放散、悪臭等が発生するおそれがある。</li> </ul>	
対策工施工期間中の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬出する廃棄物の受け入れ先の確保が不可欠である。</li> <li>鉛直透水壁設置工事において処分場南側区間の斜面上の工事は、大型重機の転倒防止等の安全対策を踏まえた仮設工事を必要とする。</li> <li>鉛直透水壁工事で稼働する大型重機の施工位置によっては、隣接土地権利者との協議を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬出する廃棄物の受け入れ先の確保が不可欠である。</li> <li>鉛直透水壁設置工事において処分場南側区間の斜面上の工事は、大型重機の転倒防止等の安全対策を踏まえた仮設工事を必要とする。</li> <li>鉛直透水壁工事で稼働する大型重機の施工位置によっては、隣接土地権利者との協議を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉛直透水壁設置工事において処分場南側区間の斜面上の工事は、大型重機の転倒防止等の安全対策を踏まえた仮設工事を必要とする。</li> <li>鉛直透水壁工事で稼働する大型重機の施工位置によっては、隣接土地権利者との協議を必要とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の揚水井戸 (井・リング) を設置することになり、適切な揚水機配置の検討が必要である。</li> <li>揚水機とするとする排水層の深度を間違えば、健全な帯水層 (非汚染地下水) へ汚染地下水が漏水するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害な物質の部分的な掘削除去に関しては、掘削方法、掘削範囲及び周辺への影響防止対策等の検討が必要である。</li> </ul>
その他、施工上の留意事項					

表 2.4 (3) R D 最終処分場において適用可能な対策工法の一覧

区分	廃棄物の全量撤去		現位置での浄化・一部細部撤去の方針			
	A-1 案	A-2 案	B-1 案	B-2 案	C 案	D 案
廃棄物の安定化 について	<p>廃棄物全量撤去 + 良質土（購入）埋戻し + 焼却炉の洗浄除去</p> <p>・ 廃棄物を全量撤去することで達成される。</p>	<p>廃棄物全量撤去 + 埋戻し（処理上再利用） + 焼却炉の解体撤去</p> <p>・ 廃棄物を全量撤去することで達成される。</p>	<p>全周遮水壁 + 安定法面勾配 + 覆土（土質系） + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内自然換気 + 焼却炉の洗浄除去</p> <p>・ 土質系覆土のため、雨水を浸透させることにより、廃棄物の洗浄効果を期待し、安定化を図る。 ・ 浸透水の水位変動を期待した空気の引き込みによる自然換気と有機物の分解を促進し、安定化を図る。 ・ 自然換気であるため、不揮発性が高く、安定化まで長時間を要する可能性がある。</p>	<p>全周遮水壁 + 安定法面勾配 + 覆土（土質系） + 浸透水・地下水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却炉の洗浄除去</p> <p>・ シ-ト系覆土のため、廃棄物層への雨水浸透が遮断される。このため廃棄物の洗浄効果は期待できない。 ・ 処分場の鉛直通水壁に封じ込められた残留汚染水（浸透水、地下水）を全量撤去（揚水）する。 ・ 廃棄物内に空気を強制注入、有害ガスを強制引き抜き、揮発性を創りやすく、安定化を図る。 ・ 強制換気であり、揮発性環境を創りやすく、これをコントロール・ルすることが可能であり、安定化に至るまでの時間が短縮できる。</p>	<p>バリア井戸 + 安定法面勾配 + 覆土（シート系） + 浸透水揚水井戸 + 廃棄物内強制換気 + 焼却炉の洗浄除去</p> <p>・ シ-ト系覆土のため、廃棄物層への雨水浸透が遮断される。このため廃棄物の洗浄効果は期待できない。 ・ 廃棄物内に空気を強制注入、有害ガスを強制引き抜き、揮発性を創りやすく、安定化を図る。 ・ 強制換気であり、揮発性環境を創りやすく、これをコントロール・ルすることが可能であり、安定化に至るまでの時間が短縮できる。</p>	<p>原位置での浄化処理 (B-1, B-2, C案のいずれかを選定) + 有害な物質の掘削除去</p>
	<p>・ 分別や、下の大型コンテナ内は作業員に対して、十分な健康管理を必要とする。 ・ 大型コンテナ内：作業中の浮遊粉塵 ・ 作業員：健康診断（血中ダイオキシン等）</p> <p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 18年（工事完了：16年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 19年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 分別や、下での作業環境の監視は、A-1 案と同じ監視が必要である。 ・ 埋戻しは密閉されたコンテナ内作業を行うため、メタンガス等の可燃性ガス発生に対する安全管理、作業員に対しては炭化水素の有害ガスの発生及びダイオキシン類を含めた浮遊粉塵の有害物の飛散に伴う健康管理の十分な計画を必要とする。 ・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 15年（工事完了：13年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 12年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	
施工時	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 18年（工事完了：16年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：ガス分析、地中温度 19年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 15年（工事完了：13年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 12年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>
監視	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 18年（工事完了：16年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：ガス分析、地中温度 19年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 15年（工事完了：13年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 12年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>
施工後：効果の確認	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 18年（工事完了：16年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：ガス分析、地中温度 19年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 15年（工事完了：13年 + 確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 12年（廃棄物が全量撤去するまで）</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>	<p>・ 地下水位：処分場内と処分場周縁及び周辺の Ks2 と Ks1 帯水層 ・ 地下水質：地下水位の観測地点について、支障対象物質 ・ 浸透水等処理水：下水道放流基準項目 30年 （確認：2年） ・ 処分場敷地境界：浮遊粉塵、浮遊粉塵中の有害物質の濃度、悪臭物質 ・ 焼却炉洗浄水水質：下水道放流基準項目 ・ 有害ガス：処分場内でのモニタリング 30年</p>





## R D最終処分場において実施されるべき対策工について

池田委員：ア) これまでに委員が示した意見がどこかに反映されなければならない。  
議論の経過も重要です。

- イ) 対策工決定の前提には、地域住民の意向も十分に勘案する必要があり、その点もどこかに記載することが必要。

梶山委員：ア) この部分は報告書（又は答申）の冒頭に載せるべき。「結論」「それから理由等」「それから事情、経緯」である。重要なことから先に書く。

當座委員：ア) 5 対策効果の監視・確認

監視委員会を設置して対策の効果の（確認）監視を行い、5年ごとに見直していく。

## おわりに

対策委員会は、当初の予定を上回る 15 回におよぶ本委員会と 7 回の専門部会を開催し、審議を深め、今回、答申を取りまとめた。最後に、この対策委員会自体の教訓として、以下の点を指摘したい。

### 1 委員会の独立性

委員会ではなく事務局(最終処分場対策室)が、委員長や専門委員の選任、審議の日程・内容等を差配することが、しばしば問題となった。この RD 最終処分場問題は、問題を未然に防げず、また早期に解決できなかった県の責任が絡む案件である。そのことを考えると、委員会の独立性の確保とその重要性について、配慮と認識が足りなかったことは否めない。

### 2 行政対応検証委員会との連携

問題の解決にあって、問題の発生要因を知ることは不可欠である。しかしながら、行政対応検証委員会の審議と答申が、この対策委員会に反映されるしくみになっていたとは言い難い。前者の審議を先行させ、それを踏まえて対策委員会が議論し、答申するという手順が理想的であった。

### 3 情報公開の徹底

この委員会は、一般に公開され、HP など資料・記録も開示された。また問題所在地に近い栗東市内において説明会を行った。しかし、通常対策委員会の際の傍聴者数は多いとは言えなかった。平日・昼間・大津市内という条件が市民参加を阻んでいたと考えざるをえない。

こうした当対策委員会の経験を今後の貴重な教訓として、滋賀県が県民により信頼される行政運営を心掛けられることに期待して、答申を締めくくることにする。

**R D 最終処分場問題対策委員会 資料**

**R D 最終処分場問題のこれまでの経緯**

## R D 最終処分場問題対策委員会 委員名簿

### R D 最終処分場問題対策委員会 委員名簿

委員長	岡村 周一	京都大学大学院法学研究科教授
副委員長	木村 利兵衛	住民代表（栗東市推薦）
副委員長	樋口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授
委員	池田 こみち	株式会社環境総合研究所常務取締役副所長
〃	乾澤 亮	栗東市環境経済部長
〃	江種 伸之	和歌山大学システム工学部准教授
〃	尾崎 博明	大阪産業大学工学部教授
〃	梶山 正三	弁護士
〃	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂准教授
〃	島田 幸司	立命館大学経済学部教授
〃	清水 芳久	京都大学大学院工学研究科付属流域圏総合環境質研究センター教授
〃	高橋 宗治郎	滋賀県経済団体連合会会長
〃	竹口 正敏	住民代表（栗東市推薦）
〃	田村 隆光	住民代表（栗東市推薦）
〃	當座 洋子	住民代表（栗東市推薦）
〃	早川 洋行	滋賀大学教育学部教授
〃	山田 宏治	住民代表（栗東市推薦）
〃	横山 卓雄	同志社大学理工学研究所名誉教授

### R D 最終処分場問題対策委員会 専門部会部会員名簿

部会長	樋口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授
副部会長	尾崎 博明	大阪産業大学工学部教授
〃	江種 伸之	和歌山大学システム工学部准教授
〃	勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂准教授
〃	清水 芳久	京都大学大学院工学研究科付属流域圏総合環境質研究センター教授
〃	横山 卓雄	同志社大学理工学研究所名誉教授

### R D 最終処分場問題対策委員会 オブザーバー

環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課  
(財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 委員会・専門部会開催状況

### 委員会等開催状況

年月日	R D 最終処分場問題対策委員会	専門部会
2006.12.26	第1回 ・委員長選出 ・処分場問題の経過と現状 ・今後の委員会のスケジュール	
2007.1.29	第2回 ・対策委員会について 委員長の選出 ほか ・RD 最終処分場問題におけるこれまでの調査結果と考察	
2007.3.12		第1回 ・部会長の選任等 ・最終処分場の現状評価と課題の整理 ・追加調査
2007.3.27	第3回 ・現状評価と課題の整理 ・追加調査 ・委員からの提出資料等	
2007.5.7		第2回 ・現時点での生活環境保全上の支障 ・焼却炉調査計画 ・第3回対策委員会における検討事項
2007.5.17	第4回 ・現時点での生活環境保全上の支障 ・焼却炉調査計画 ・第3回対策委員会における検討事項	
2007.6.18		第3回 ・第4回対策委員会における検討事項 ・生活環境保全上の支障除去にかかる基本方針
2007.6.28	第5回 ・第4回対策委員会における検討事項 ・生活環境保全上の支障除去にかかる基本方針	
2007.7.30		第4回 ・追加調査の中間報告 ・支障除去対策工
2007.8.21	第6回 ・追加調査の中間報告 ・支障除去対策工	
2007.10.15		第5回 ・追加調査の結果と評価 ・生活環境保全上の支障の整理 ・生活環境保全上達成すべき目標（素案） ・具体的工法一覧（案）
2007.10.25	第7回 ・追加調査の結果と評価 ・掘削調査	第6回 ・生活環境保全上の達成すべき目標 ・総水銀の汚染 ・対策工
2007.11.12		第7回 ・総水銀に係る追加調査計画 ・支障除去対策工法（案） ・支障除去対策実施に伴うモニタリング計画
2007.11.14	第8回 ・生活環境保全上の支障の整理 ・生活環境の保全上達成すべき目標 ・総水銀の汚染 ・支障除去対策工法（案）の検討	
2007.12.01	第9回 ・支障除去の達成目標と支障除去の工法比較	

（次頁に続く）

委員会等開催状況

年月日	R D 最終処分場問題対策委員会	専門部会
(前頁からの続き)		
2007.12.27	第 10 回 ・総水銀にかかわる追加調査の中間報告 ・支障除去対策工法(案)の検討 ・第 11 回対策委員会の運営について	
2008.01.14	第 11 回 ・委員会で検討している対策工法について ・住民の皆様からの意見について	
2008.02.09		第 8 回 ・総水銀に係る追加調査結果 ・掘削調査状況報告(速報)
2008.02.23	第 12 回 ・地元説明会における意見等について ・総水銀に係る追加調査結果 ・掘削調査中間報告について ・対策工(案)について ・報告書(素案)の検討について	
2008.03.15	第 13 回 ・掘削調査の結果について ・報告書(案)の検討について	
2008.03.21	第 14 回 ・報告書(案)について	



## R D 最終処分場の概要

### 1 事業者の名称および所在地

#### (1) 事業者

会社名：株式会社アール・ディエンジニアリング  
(以下 R D 社という)

#### (2) 法人の所在地

所在地：滋賀県栗東市上砥山 292 番地 1  
代表者：代表取締役 佐野 正  
設 立：昭和 55 年 1 月 21 日 (佐野産業株式会社)  
(平成元年 7 月 14 日 現社名に社名変更)

### 2 施設の概要

#### (1) 安定型最終処分場

設置箇所：滋賀県栗東市小野 7 番地 1 外  
許可品目：廃プラスチック類、ゴムくず、ガラス陶磁器くず、がれき類  
施設の規模：

(第 1 処分場)	面積	38,429.46 m <sup>2</sup>	容量	320,529 m <sup>3</sup>
(第 2 処分場)	面積	10,111.47 m <sup>2</sup>	容量	80,659 m <sup>3</sup>
計	面積	48,540.93 m <sup>2</sup>	容量	401,188 m <sup>3</sup>

  
期 間：昭和 54 年 12 月 26 日～平成 10 年 5 月 27 日  
) R D 社の申請書類による。

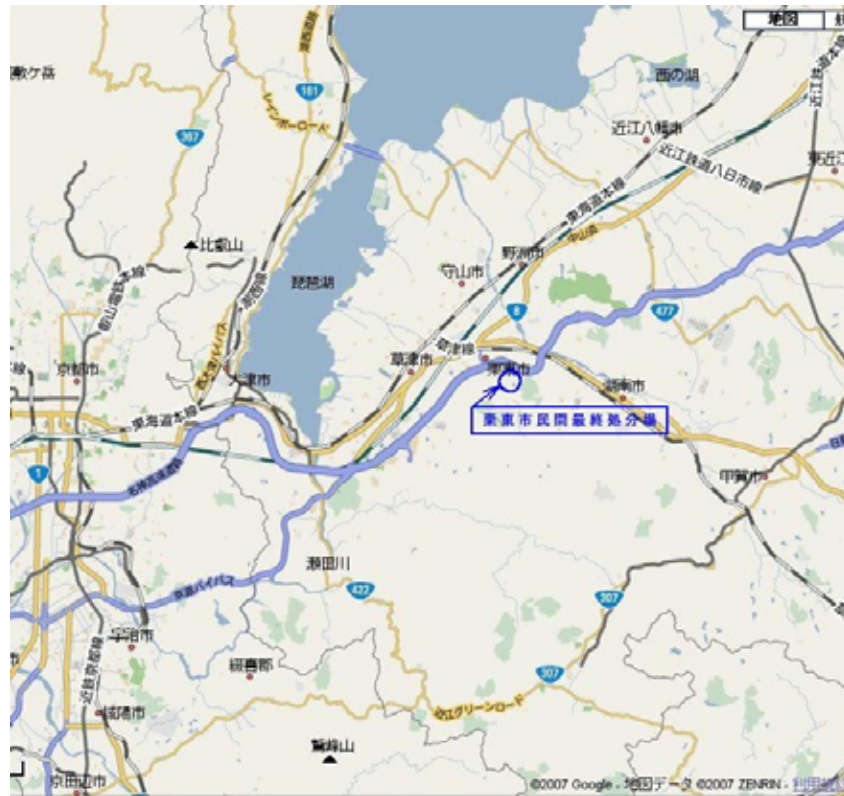
#### (2) 焼却施設(2基)

設置箇所：滋賀県栗東市小野 7 番地 1  
許可品目：有機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類、(特別管理産業廃棄物)汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物  
施設能力：

南側焼却炉	木くず	14.4t/日、	汚泥	8.1 m <sup>3</sup> /日、	廃油	6.0t/日、	廃酸	1.0 m <sup>3</sup> /日、	廃アルカリ	1.0 t/日、	廃プラスチック	9.0 t/日、	その他廃棄物	0.144t/日
東側焼却炉	木くず	4.8t/日												

  
期 間：南側焼却炉 平成元年 1 月 17 日～平成 12 年 1 月 25 日 (県からの自粛要請による)  
東側焼却炉 昭和 61 年 12 月 5 日～平成 12 年 1 月 25 日 (県からの自粛要請による)

### 滋賀県栗東市民間最終処分場位置



### 処分場の概況（平成 15 年 9 月 9 日撮影）



## R D最終処分場の経緯

### RD最終処分場の経緯

年月日	概要
S54年12月26日	最終処分場埋立許可
H10年 5月27日	最終処分場埋立業廃止
H10年 7月 3日	最終処分場の一角にガス化溶融炉設置許可
H11年10月12日	処分場排水管から硫化水素検出（最大で50ppm）
H11年11月	硫化水素調査委員会発足 硫化水素の発生原因と地下水汚染等の調査検討を実施 調査により H 12.1 地下9mで15,200ppm、 H 2.7 地下2mで22,000ppmの硫化水素検出
H13年 2月	ガス化溶融炉廃止届提出、RD社が事業化断念公表
H13年 6月	硫化水素発生原因について解明（6月報告書公表）
H13年12月26日	RD社に対して最終処分場の改善命令 (1)周縁地下水汚染防止のための措置として、平成10年に施設設置計画上の深さを越えて掘削が行われた地点で、掘削により廃棄物を移動した上で、浸透水の流出防止対策を実施すること。（以下「深堀箇所の是正」という。）【期限H17年3月31日】 (2)生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。【期限H14年6月30日】 (3)住宅が近接する北尾（地区名）地区側法面の法すそを20m以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。（以下「北尾側法面後退」という。）【期限H17年3月31日】 (4)上記 1～3 の実施に先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。【期限H14年6月30日】
H14年 6月30日	改善命令の(2)および(4)の期限をH14年11月30日に変更
H14年 8月 6日 10月31日	処分場からの高アルカリ排水の原因調査および原因物質の除去
H14年11月	(2)水処理施設、(4)沈砂池工事完了
H15年12月 4日	(3)北尾側法面後退工事着工（12.8から本格工事）
H16年 3月10日	(3)北尾側法面後退工事完了
H16年11月25日	(1)深堀箇所の是正工事着手
H17年 3月31日	改善命令の(1)の期限をH17年6月30日に変更
H17年 6月30日	(1)深堀箇所の是正工事完了（改善命令に係るすべての是正工事が終了）
H17年 9月30日	処分場西側平坦部ドラム缶掘削調査（ドラム缶5個発見）
H17年12月16日 ~ 22日	処分場西側平坦部ドラム缶追加掘削調査（ドラム缶100個、一斗缶69個、ポリタンク1個発見）
H18年 3月28日	RD問題対策県・市連絡協議会設置
H18年 4月12日	RD社および佐野正社長に対して措置命令 1.ドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの撤去（期限H18年6月30日） 2.周辺汚染廃棄物土の除去（期限H18年9月30日）
H18年 5月15日	ドラム缶等撤去実施計画書提出期限に計画書未提出
H18年 6月19日	RD社破産手続開始決定の公告（官報）
H18年 6月22日	滋賀県RD問題対策会議設置
H18年 8月17日	環境省の不法投棄等事案対応支援事業に基づく「専門家チーム」の来県
H18年10月6日	対応方針（案）の公表（環境・農水常任委員会（県議会）で説明）
H18年12月26日	第1回RD最終処分場問題対策委員会の開催

（次頁に続く）

## RD最終処分場の経緯

年 月 日	概 要
H19年 1月29日	第2回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年 3月12日	RD最終処分場問題対策委員会第1回専門部会の開催
H19年 3月27日	第3回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年 5月 8日	RD最終処分場追加調査（ボーリング調査）の実施（～8月28日）
H19年 5月17日	第4回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年 6月 1日	RD最終処分場追加調査における高アルカリ地下水の検出（記者公表）
H19年 6月18日	RD最終処分場問題対策委員会第3回専門部会の開催
H19年 6月28日	第5回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年 7月30日	RD最終処分場問題対策委員会第4回専門部会の開催
H19年 8月 4日	RD最終処分場の追加調査（ボーリング調査）の現地説明会の開催
H19年 8月21日	第6回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年 9月26日	第7回RD最終処分場問題対策委員会資料（RD最終処分場追加調査結果等）の概要について（記者会見）
H19年10月 3日	第1回RD最終処分場問題対策委員会協議会の開催
H19年10月15日	RD最終処分場問題対策委員会第5回専門部会の開催
H19年10月25日	RD最終処分場問題対策委員会第6回専門部会の開催 第7回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年10月30日	RD最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（～12月15日予定）
H19年11月12日	RD最終処分場問題対策委員会第7回専門部会の開催
H19年11月14日	第8回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年12月 1日	第9回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H19年12月27日	第10回RD最終処分場問題対策委員会の開催
H20年 1月14日	第11回RD最終処分場問題対策委員会の開催
：	
H20年 2月 4日	RD最終処分場追加調査（掘削調査）の実施
・	

當座委員：ア) P37 上段 昭和 54 年～平成 13 年 12 月 26 日までの内容を以下の内容に換える。

(3) RD 安定型最終処分場問題の主な経緯

時 期	経 緯
S54.11.12	産業廃棄物処理施設設置届出（佐野正（個人）、面積：9,781m <sup>2</sup> 、容量：60,242m <sup>3</sup> ）
S54.12.26	産業廃棄物処理業（最終処分業）許可（佐野正（個人））
S57.6.24	産業廃棄物処理施設設置届出（佐野産業（株）、面積：9,781m <sup>2</sup> 、容量：30,712m <sup>3</sup> ）
S57.7.13	産業廃棄物処理業（最終処分業、収集運搬業）許可（佐野産業（株））
S59.10.30	産業廃棄物処理業変更許可（中間処理業（破碎）の追加）
S60.5.14	産業廃棄物処理施設変更届出（処分場の拡大、面積：23,386m <sup>2</sup> 、容量：183,150m <sup>3</sup> ）
S61.12.5	産業廃棄物処理業変更許可（中間処理業（焼却））の追加
H1.7.14	佐野産業(株)から(株)アール・ディエンジニアリングに社名変更
H3.9～ H4.1	許可区域外の掘削・埋立てについての苦情
H4.2.1	許可区域外埋立等について文書指導
H5頃～ H8.9	産業廃棄物の不適正保管状態（野積み）が継続
H6～7	ばい煙・ばい塵に対する苦情が頻発
H6.9.29	産業廃棄物処理施設設置許可（第 2 処分場の設置、面積：8,652m <sup>2</sup> 、容量：59,550m <sup>3</sup> ）
H8.9.7	産業廃棄物処理業（処分業および収集運搬業）の更新許可
H10.5.27	産業廃棄物処理業変更届出（埋立処分終了）
H10.6.2	RD社に対して改善命令発動
H10.7.3	産業廃棄物処理施設設置許可（ガス化溶融炉の新設）
H10.7.3	産業廃棄物処理施設変更許可（第 1 処分場の拡大、面積：35,384m <sup>2</sup> 、容量 292,943m <sup>3</sup> 、第 2 処分場の拡大、面積：9,276m <sup>2</sup> 、容量：122,437m <sup>3</sup> ）
H11.10.12	処分場排水管から硫化水素ガス検出（最大で50ppm）
H11.11.27	栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会設置
H12.1.14	硫化水素発生原因調査において、15,200ppmの高濃度の硫化水素ガスを検出
H12.4.14	経堂池の浄化に係る要望書受理
H12.7.13	県議会において、処分場の実態の解明と有害物質の除去など適正な処理を求める請願が採択
H12.12～ H13.5	地下水および掘削調査の実施
H13.2.1	住民団体よりドラム缶埋立てに係る掘削場所に係る見解書の受理
H13.2.7	産業廃棄物処理施設軽微変更届出（ガス化溶融炉の廃止）、RD社、事業化断念を公表
H13.9.25	RD社に対して30日間の事業の全部停止命令を発動
H13.12.26	P37の内容と同じ